

平成25年12月5日
消 防 庁

南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法の施行等に伴う告示の制定に対する意見募集

南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法の施行等に伴う告示の制定について、平成25年12月5日から平成25年12月18日までの間、意見を募集します。

1 改正内容

改正法では、地方防災会議等が南海トラフ地震防災対策推進計画において「避難施設その他の避難場所、避難路その他の避難経路、避難誘導及び救助活動のための拠点施設その他の消防用施設その他南海トラフ地震に関し地震防災上緊急に整備すべき施設等で政令で定めるものの整備に関する事項」を定めるよう努めなければならないとされている。

「政令で定めるもの」のうち、政令において「消防用施設で総務大臣が定めるもの」とされたものについて、救助活動等に係る機能強化を図るための消防用車両等を総務省告示で規定することとする。

2 意見募集対象及び意見募集要領

○ 意見募集対象

南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法の施行等に伴う告示の制定について

○ 詳細については、別紙の意見募集要領を御覧ください。

3 意見募集の期限

平成25年12月18日（水）（必着）（郵送についても、募集期間内の必着とします。）

4 今後の予定

皆様からお寄せ頂いた御意見を検討した上で、当該告示を公布する予定です。



（事務連絡先）

消防庁防災課 館対策官、中島事務官

TEL 03-5253-7525（直通）

FAX 03-5253-7535

意見募集要領

1 意見募集対象

- ・ 南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法の施行等に伴う告示の制定について

2 資料入手方法

意見募集対象となる「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法の施行等に伴う告示の制定」については、電子政府の総合窓口（e-Gov）（「パブリックコメント」欄（<http://search.e-gov.go.jp/servlet/Public>）に掲載するとともに、連絡先窓口において閲覧に供することとします。

3 意見の提出方法

意見書（別紙様式）に氏名及び住所（法人又は団体の場合は、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）並びに連絡先（電話番号又は電子メールアドレス）を明記の上、意見提出期限までに、次のいずれかの方法により提出してください。（御意見等には可能な限り理由を付記してください。）

ただし、電子メールを利用して意見を御提出いただく場合には、メール本文に氏名及び住所（法人又は団体の場合は、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）並びに連絡先（電話番号又は電子メールアドレス）を御記入ください。

御記入いただいた氏名及び住所（法人又は団体の場合は、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）並びに連絡先（電話番号又は電子メールアドレス）は、提出意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認のために利用します。（氏名・連絡先等の個人情報については、御意見等の内容確認のご連絡以外の用途では利用しません。）

なお、御意見を正確に把握する必要があるため、電話等による御意見は御遠慮願います。

（1）電子メールを利用する場合

電子メールアドレス：k.nakashima@soumu.go.jp

消防庁防災課あて

※意見の内容はメール本文に記載して送付してください（コンピュータウィルス対策のため、添付ファイルによる意見の提出は御遠慮願います。）。

(2) 郵送する場合

〒100-8927 東京都千代田区霞が関2-1-2
消防庁防災課あて

別途、意見の内容を保存した磁気ディスクを添えて提出いただくようお願いする場合があります。その場合の磁気ディスクの条件等は、次のとおりです。

○磁気ディスク：3.5インチ、2HD

○フォーマット形式：1.44MBのMS-DOSフォーマット

○ファイル形式：テキストファイル、マイクロソフトWordファイル又はジャストシステム社一太郎ファイル（他のファイル形式とする場合は、担当までお問合せください。）

磁気ディスクには、提出者の氏名、提出日、ファイル名を記載したラベルを貼付してください。なお、送付いただいた磁気ディスクについては、返却できませんのであらかじめ御了承願います。

(3) FAXを利用する場合

FAX番号：03-5253-7535
消防庁防災課あて

※担当に電話連絡後、送付してください。

なお、別途、電子データによる送付をお願いする場合があります。

4 意見提出期限

平成25年12月18日（水）（必着）（郵便についても、募集期間内の必着とします。）

5 留意事項

意見が1000字を超える場合、その内容の要旨を添付してください。

提出されました意見は、電子政府の総合窓口[e-Gov]パブリックコメント・意見募集案内 (<http://www.e-gov.go.jp>) の「パブリックコメント欄」に掲載するほか、消防庁防災課において配布します。

なお、意見を提出された方の氏名（法人等にあつてはその名称）やその他属性に関する情報を公表する場合があります（匿名希望、及び御意見も含めた全体について非公表を希望する場合は、意見提出時にその旨お書き添え願います。）。また、意見に対する個別の回答はいたしかねますので、あらかじめ御了承ください。

様式

意見書

平成 年 月 日

総務省消防庁防災課 へ

郵便番号：〒

(ふりがな)

住所：

(ふりがな)

氏名(注1)：

電話番号：

電子メールアドレス：

南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法の施行等に伴う告示の制定について、以下のとおり意見を提出いたします。

(以下に意見を記載する。別紙に記載する場合は「別紙に記載」と記載し、意見を記載した別紙を添付する。)

注1 法人又は団体にあつては、その名称及び代表者の氏名を記載すること。

注2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。別紙にはページ番号を記載すること。

南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法の施行等に伴う告示の制定について

平成25年12月
消防庁防災課

【告示制定の背景】

第185回臨時国会において、衆議院災害対策特別委員長提案として提出されていた東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律が可決・成立し、本年11月29日に公布されたことから、改正法の施行及びこれに伴う東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法施行令（平成15年政令第324号）の一部改正に伴い、所要の告示を定めるものである。

【告示制定の内容】

改正法では、地方防災会議等が南海トラフ地震防災対策推進計画において「避難施設その他の避難場所、避難路その他の避難経路、避難誘導及び救助活動のための拠点施設その他の消防用施設その他南海トラフ地震に関し地震防災上緊急に整備すべき施設等で政令で定めるものの整備に関する事項」を定めるよう努めなければならないとされている。

「政令で定めるもの」のうち、政令において「消防用施設で総務大臣が定めるもの」とされたものについて、救助活動等に係る機能強化を図るための消防用車両等を総務省告示で規定することとする。

【施行期日・経過措置】 公布・施行12月下旬（予定）

「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法の施行等に伴う告示の制定について」のパブリックコメント期間について

平成25年12月
消防庁防災課

- 南海トラフ地震は、超広域にわたり強い揺れと巨大な津波が発生するとともに、避難を必要とする津波の到達時間が数分という極めて短い地域が存在するなど、発生した場合に著しい地震災害が生ずるおそれがある。このような南海トラフ地震の特性を踏まえると、いつどこで起こるか分からない南海トラフ地震に対する対策を、可能な限りすみやかに進めることが不可欠である。
- 南海トラフ地震対策特別措置法（以下「南海トラフ法」）では
 - ・ 南海トラフ地震対策が必要となる地域の指定
 - ・ 南海トラフ地震対策のための各種計画の立案
 - ・ 南海トラフ地震対策のための避難路・避難施設の整備に係る国の負担又は補助の特例などが規定されている。同法が、衆議院災害対策特別委員長提案により提出され、法案の国会審議も速やかに進められ、本年11月29日に公布されたこととなった経緯も踏まえると、南海トラフ地震対策をすみやかに推進する観点から、同法の早期施行が必要不可欠である。
- 上記に掲げた規定のうち、「地域の指定」及び「各種計画の立案」は、「避難路・避難施設の整備に係る国の負担又は補助の特例」の前提となるものであって、地方公共団体における南海トラフ地震対策の推進の基本となるものである。このため、平成26年度当初より地方公共団体において南海トラフ地震対策を推進する観点からは、これらが年度内に決定されていることが望ましいが、これらは中央防災会議において所要の手続を経て決定され、その検討・作成に少なくとも3カ月程度は要すことから、年度内に決定するためには、南海トラフ法を遅くとも年内に施行する必要がある、その施行に必要な政省令・告示を整備し、施行する必要がある。
- 上記の点を踏まえ、パブリックコメントの期限について、12月18日（水）に設定することとしたものである。

(以上)